

森林管理部会開催状況報告

令和元年度 12 月 11 日
千葉県農林水産部森林課

1 森林管理部会を設置（平成 30 年 12 月第 88 回森林審議会）

- 所掌事務：
- ・森林経営管理法、その他の法令等の関連で森林の管理に関すること。
 - ・森林環境譲与税の使途や事業の評価方法に関すること。
 - ・千葉県の森林管理の方針や林業振興に関すること。

2 第 1 回森林管理部会 平成 31 年 3 月 20 日

議題：（1）「森林環境譲与税の活用の手引」について

市町村が森林環境譲与税を活用した施策を検討する上での参考として、森林経営管理についての県の基本的な考え方、具体的な進め方や、施策の選択肢等を提示し、県内の森林整備が一層促進されるよう手引を作成

作成の目的、背景、森林の家営管理の方向性、森林環境譲与税の活用の方向性、森林経営管理法の適用、施策の評価と次期施策への反映、市町村による森林整備等の実施方法について記載

（別添、資料 7-2 参照）

（2）森林環境譲与税の活用について

県施策の概要について説明

- ①市町村による森林の経営管理への支援
- ②人工林総合対策
- ③里山の保全、整備及び活用の促進

} 三本柱

市町村の使途検討状況についての説明

（3）地域森林計画の樹立・変更について

森林経営管理制度について、地域森林計画に位置付けていくことについての説明

主な委員意見：

- ・他の部署にも制限林などがある、また都市公園や都市緑地も関係してくるため、他の部署と連携をした方が良い。
- ・経済林からどの程度材が出てくるのかという計画ができるものにして欲しい。
- ・経営管理を林業事業者や里山活動団体に委託等する想定だが、国の会計検査等の対象にもなると思われるため、市町村・受託者に対するなんらかのガバナンス体制が必要。

3 第2回森林管理部会 令和元年8月28日

議題：(1) 千葉県らしい森林管理の方向性について

森林環境譲与税や森林経営管理制度を活用した施策を市町村と連携し、多様性、柔軟性を備えつつ、一貫性のある千葉県らしい森林管理の方向性を検討

- ・小規模でも生産性・多様性に富んだ森林の姿を目指す（複相林）
- ・地域ごとに担い手に生産性の適否に関わらず一団の経営管理を任せるなど

（別添、資料7-3参照）

(2) 今年度樹立する千葉南部地域森林計画の考え方について

要点は次のとおり

- ・森林施策の考え方：森林環境譲与税や森林経営管理制度の活用関係を追記
- ・森林整備の基本的な考え方：森林情報の高度利用や森林認証促進関係を追記
- ・委託による整備等の方針：森林経営管理制度関係を追記
- ・森林の保全に関する方針：森林病害虫にナラ枯れを追記

主な委員意見

- ・ランドスケープレベルの話、林班・小班単位の話と分けて記載した方が分かりやすい。
- ・森林の世代交代や木材生産等の観点からも持続性という考え方が重要。
- ・森林環境譲与税は少額で、経済（林業）が成り立たないと管理に繋がらない。森林整備の担い手をどう育てるのが重要。
- ・森林の管理というと様々な要素がある。境界の管理・土地の管理・森林施業・木材生産等、それぞれの対策について明記した方が良い。

1 作成の目的

市町村が森林環境譲与税を活用した施策を検討するための参考として、県の基本的な考え方や、具体的な業務手順を示し、もって、森林整備の促進に資するものとする。

2 背景

森林の現状と課題

森林の荒廃、林業の採算性の悪化

現在の県の施策（農林水産業振興計画）

森林資源の循環利用と多面的機能の発揮

国による新たな制度の創設

森林環境譲与税と森林経営管理法

3 森林の経営管理の方向性

森林をどのように経営管理することが望ましいか、県の考え方を示す。

- ・木材生産に適した森林では、優良な樹木を育成し団地化と路網整備を行う [経済林]
- ・水土保全機能等を重視する森林では、適正立木密度を保つ施業等を行う [環境林]
- ・市街地や集落に近い森林では、生活環境等のため適切な管理を行う [里山林]

4 森林環境譲与税の活用の方向性

森林環境譲与税の創設の趣旨を踏まえ、森林環境譲与税の活用に関する県の考え方を示す。

- ・真に森林整備等の質や量の向上につながる施策に活用する。
- ・既存施策を適切に活用した上で、森林環境譲与税を新規の施策等に活用する。
- ・森林整備を積極的に進め、併せてその促進（木材利用等）に取り組む。

用途の区分ごとの方向性

- ① 森林整備：優先的に整備すべき森林から順次取り組む
（サンプスギの被害林、木材生産可能な森林、林縁周辺の森林 等）
公有林、2条森林、市街化区域の森林の整備は必要性を整理し慎重に取り組む
- ② 人材育成・担い手の確保：労働環境や待遇の確保及び異業種連携、里山活動支援等
- ③ 木材利用の促進：県産材の利用、市町村木材利用促進方針に即した施策に取り組む
- ④ 普及啓発：森林管理の必要性等の普及、森林教育、木育等に取り組む

その他

市町村と県は適切に役割を分担し施策を推進する
県は市町村を直接支援し、また広域的な担い手対策や木材利用促進に取り組む
森林環境譲与税の活用における留意事項（森林計画制度との整合性、用途の公表等）

5 森林経営管理法の適用の考え方

誰がどのように経営管理を行うか、森林経営管理法を踏まえた県の考え方を示す。

- ・森林所有者には経営管理の責務があるため、まずは森林所有者が自ら、又は市町村や林業事業者等に委託して行う経営管理を促進する（既存施策等）。
- ・市町村には経営管理の円滑化に努める責務があるため、森林所有者等による経営管理が困難な場合は、市町村への経営管理権設定等により経営管理を行う。

6 施策の評価と次期施策への反映

森林環境譲与税による施策の評価や、その後の施策への反映方法を提示する。

- ・森林環境譲与税の用途は税制法に従い公表を行う。
- ・森林整備等の成果はモニタリング調査で把握し森林クラウドで管理を共有。
- ・用途や成果は市町村において関係者の意見も得て評価し次期施策へ反映。
- ・県と市町村で構成する「森林管理連絡調整会議」で県全体の施策を協議。

7 市町村による森林整備等の実施方法

森林整備等の具体的な実施の手順や方法について提示する。

(1) 森林整備

- ① 意向調査等の実施
計画（対象森林や実施方法等）の作成方法
森林所有者の意向調査や森林の境界明確化等の実施方法 等
- ② 森林整備の実施
・人工林の搬出間伐、被害森林の再生、植栽や保育方法
・木材の集材搬出等に必要路網整備の整備方法
・林縁周辺の管理や生物多様性に配慮した整備方法 等
- ③ 森林所有者等による経営管理方法
経営管理の実施主体に応じた森林所有者との協定、契約方法
市町村による補助又は委託の方法 等
- ④ 森林経営管理法による経営管理方法
経営管理権集積計画や経営管理実施県配分計画の作成の留意事項 (2)

森林整備の促進

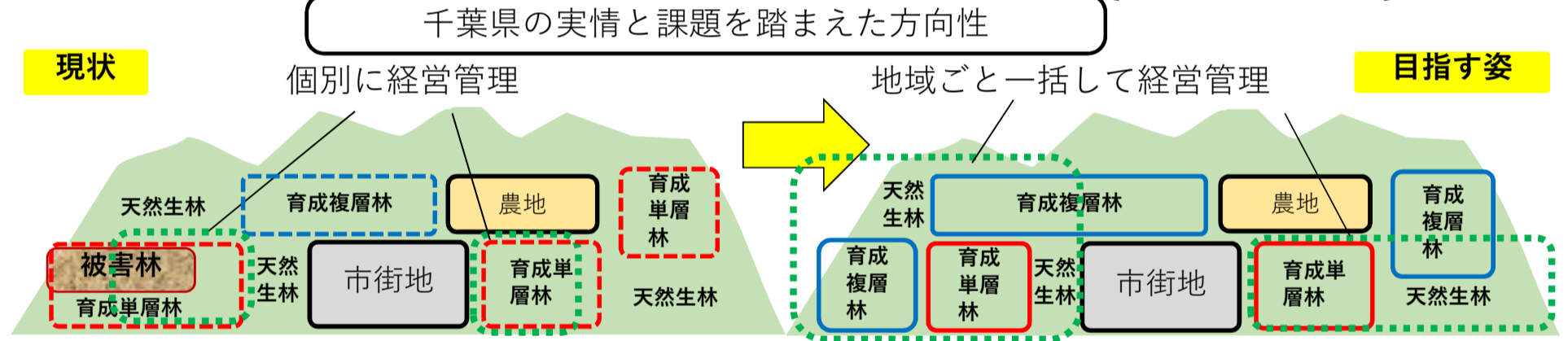
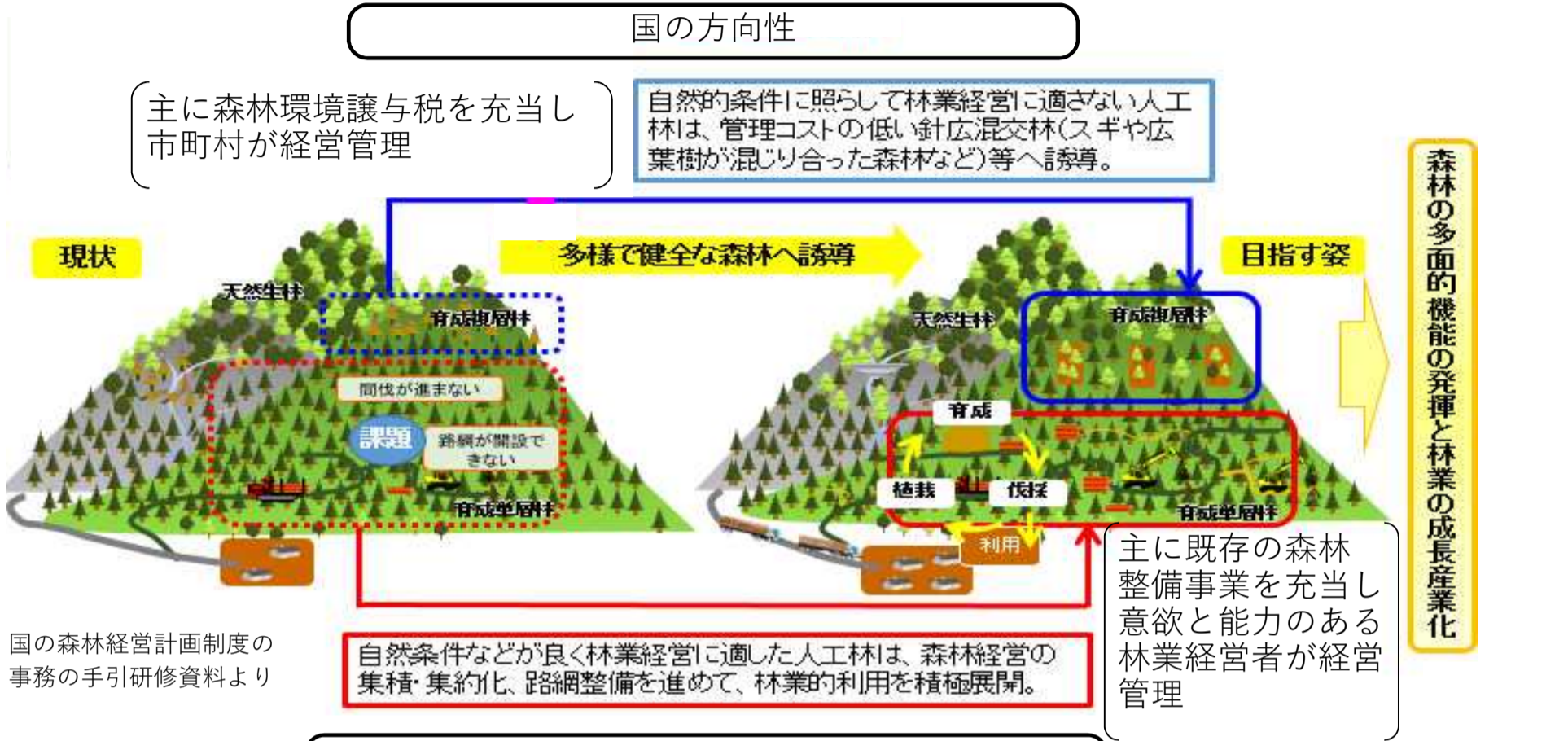
- ① 人材育成・担い手確保
里山団体や地域の自治組織、自伐林家等の育成策
- ② 木材利用の促進
対象経費の考え方、産地との連携、WTOとの関係 等
- ③ 普及啓発
効果的な普及啓発方法、環境教育の実施方法 等

8 参考

- ・市町村による森林整備等と県の支援のロードマップ
- ・森林所有者と市町村との協定書例
- ・森林整備（意向調査等含む）の積算例、仕様書例等
- ・業務と担い手について
- ・施策事例集
- ・市町村の体制整備について
- ・森林の区分方法の詳細

千葉県らしい森林管理の方向性について（たたき台の概要）

- 森林環境譲与税や森林経営管理制度が創設された
 - 市町村と連携し、森林の多面的な機能発揮のための施策を拡充することが可能に
- 林業イノベーションが国の「骨太の方針」に位置付けられた
 - ICT等の新たな技術の一層の発達・普及により、情報を高度に利用した森林管理が可能に
 - ⇒ 情勢を踏まえた今後の効果的な施策展開のため
 - 多様性、柔軟性を備えつつ一貫性のある千葉県らしい森林管理の方向性を検討する



千葉県の実情

- 地形が複雑で様々な森林が細かく入り混じる
 - ・大規模な産地化には適さない。
 - ・林業経営に適した森林と適さない森林が混在するため区分管理は困難。
- 市街地や農地に近接している森林が多い
 - ・様々な公益的機能の発揮と適切な林縁管理が必要。
 - ・新たな需要を創出できる可能性高い。
- 単一樹種の森林造成による病虫害被害等が問題化
 - ・サンプスギ林の溝腐病被害林が問題
 - ・木材需要への柔軟な対応や森林生態系の持続上も単一樹種の森林は課題

目指すべき森林の姿

- 小規模でも生産力と多様性に富んだ森林
- 様々な公益的機能の発揮や新たな木材需要への対応が可能な森林
- 病虫害被害のリスクが少なく将来の需要変動にも対応できる森林

目指すべき経営管理の姿

- 地域ごとに能力ある担い手が、林業経営の適否に関わらず一団の森林をまとめて経営管理
- 公益的機能の維持増進と併せて資源有効活用に向けた創意工夫を行う経営管理
- 森林生態系の維持による森林の健全性と高い生産力を発揮する技術力に基づく経営管理

・複層林（複相林）
・恒続林・異齡混交林

・総合力ある担い手に経営管理を集約

千葉県らしい森林管理の方向性について検討スケジュール（事務局案）

